

川西市道路占用管理システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

川西市土木部道路管理課

1 目的

本市では、道路占用許可申請等の許認可、道路占用料徴収や占用物件管理などの事務を行っているが、占用物件が年々増加する中、道路占用料の適正な徴収や更新業務を中心とした占用物件管理などで様々な問題が顕在化している。

また、膨大な占用物件の情報を紙資料で把握しているため、占用物件や占用工事に対する住民等からの問い合わせに迅速な対応ができていない。

こうした現状を踏まえ、事務処理の適正化・効率化、GISを用いた占用物件の見える化及び電子申請の推進等に向け、道路占用等管理システムの構築を行うことにより市民サービスの向上と業務効率化によるコスト削減を目的とする。

また、上記業務を効果的、効率的に進めるため本市の要求に対する理解力、技術力、サポート力及び実績等を踏まえた提案のもと、価格以外の要素を含めて総合的な判断をする必要があることから、プロポーザルによって最も適切な事業者を優先交渉事業者として選定するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 川西市道路占用管理システム構築業務
- (2) 業務内容 川西市道路占用管理システム構築業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
※ ただし、道路占用管理システム（デモ機）は、令和5年1月10日までに納品すること。

3 提案上限額

10,131,000円（消費税及び地方消費税相当額を税率10%として含む）
提案の内容に関わらず、提案上限額を超える提案は受け付けない。

(1) 提案額

見積書に記載する提案額は、次のア～イの総額とする。

ア 道路占用管理システムの構築に係る費用

イ 道路情報管理システム（GISデータ）との連携機能に係る経費

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業、又は共同事業体とする。

共同事業体の場合、本プロポーザルにおいて、1つの構成員は同時に2つ以上の共同事業体の構成員になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に記載されている者で、本市で指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産の申立てがされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (6) 次に掲げる資格を保有するものとする。
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム
 - イ プライバシーマーク
 - ウ 品質マネジメントシステム
 - エ 環境マネジメントシステム

5 スケジュール

参加申込書等の受付	令和4年7月19日（火）17時まで
質問の受付	令和4年7月19日（火）17時まで
質問の回答	令和4年7月26日（火）
企画提案書等の受付	令和4年8月3日（水）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和4年8月8日（月）～22日（月） の間で実施予定。 参加者に別途通知
選定結果通知	プレゼンテーション実施後5営業日以内
契約締結及び業務打合せ	選定結果通知以降

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和4年7月19日(火) 17時まで

(2) 提出書類

・単体企業及び共同事業体共通

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 会社概要書(様式2) 1部
- ウ 業務実績書(様式3) 1部
- エ 実施体制(様式4) 1部

・共同事業体のみ

- カ 共同事業体構成表(様式8)
- キ 共同事業体委任状(様式9)

(3) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(4) 提出先 〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市土木部道路管理課(市役所5階8番) 担当 勢田・白石

電話番号 072-740-1181

電子メール kawa0034@city.kawanishi.lg.jp

(5) 参加資格審査等 参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和4年7月26日(火)までにその旨を通知する。

(6) その他注意事項

共同事業体での提案の場合は、共同事業体の代表構成員が、他の構成員分も併せて書類を提出すること。

(7) 参加辞退

参加申込書提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届(様式6)を提出すること。なお、参加辞退後はいかなる理由があっても再申込は認めない。

7 質問の受付及び回答

本実施要領及び特記仕様書等に関し不明な点がある場合は、質問書(様式7)を提出すること。

(1) 提出期限 令和4年7月19日(火) 17時まで

(2) 提出方法 質問書(様式7)を電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先 前記6(4)と同様
- (4) 回答方法 提出された全ての質問について、令和4年7月26日(火)までに参加表明者及び質問者全員に電子メールにて回答を送付する。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年8月3日(水) 17時まで
期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類
単体企業及び共同事業体共通
原本1部、副本7部
ア 企画提案書表紙(様式5)
企画提案書((5) 企画提案書作成要領に従って提出すること)
イ 見積書、見積内訳書、見積内訳書詳細(任意様式)
・共同事業体のみ
ウ 共同事業体協定書の写し 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。
郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。
- (4) 提出先 前記6(4)と同様
- (5) 企画提案書作成要領
ア 企画提案書記載項目 特記仕様書に基づき下記に示す項目を記載し、企画提案書を作成すること。事業者名を必ず記載すること。

項目	内容
1. 導入システム	導入予定の道路占用等管理システムの概要やコンセプト等
2. 機能要件	操作性(画面レイアウト等)や基本機能(登録、編集、検索、印刷、帳票等)の概要
3. 独自提案・将来提案	その他有益な機能、サービス等。
4. 情報セキュリティについて	本業務で扱う情報に対するセキュリティ対策、体制、データ取扱等について。
5. 運用方法	バックアップ頻度、障害、災害時の対応、実施内容及び体制等。

6. 利用者に対するサポートの考え方	システム構築及びシステム保守に対するサポート体制について。
7. 工程計画	システム構築、導入に関するスケジュール等。

イ 用紙サイズはA4判とし、横書き、文字サイズは10.5ポイントから12ポイントを基本とすること。ただし、部分的にA3判を使用してもよい。

ウ A4用紙で換算し、上記記載の各項目ごとに概ね2ページ程度で作成すること。両面印刷を基本とすること。（提案書のページ数は評価の対象とはしない。）

エ 記載内容は全て日本語で作成し、平易な解説を心掛けること。情報処理に関する用語の表記については、日本産業企画（JIS）の規定を参考にすること。

オ 要件を満たさない項目については、その旨記載し、どのように代替するのかを記載すること。

(6) 機能要件一覧表（任意様式）・帳票要件一覧表（任意様式）記載要領

特記仕様書記載の各項目について対応可否を記入すること。各項目についてカスタマイズを必要とする場合は、費用額及びその内容を記載すること。

(7) その他注意事項

ア 見積書には、見積金額、所在地、事業者名、代表者名（受任者で一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に記載されている場合は受任者名）及び担当者名を記載すること。

イ 他自治体への導入実績は、提案するシステムについて、過去5年間の導入実績を全て記載すること。構築中の実績があればその旨記載すること。

9 事業者の選定

市が評価委員会を設置し、同委員会が審査を行う。

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）等の内容を審査し、最高得点者を優先交渉事業者として選定する。

審査における評価方法は別紙評価基準のとおりとし、配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点	主な評価内容
業務遂行能力等に対する評価	10	実績、その他業務遂行能力等
業務体制等に対する評価	60	業務実施における工程表の妥当性、効率性 品質保証、個人情報等への取り組み。 運用方法、サポート体制等

企画提案書・ヒアリング内容等に対する評価	80	本業務に対する理解度 プレゼンテーションにおける説得力、取組姿勢、資料調製能力等 システムの機能性、操作性 独自提案、将来提案
提案価格評価	150	イニシャルコスト及びランニングコスト等の金額の妥当性及び提案内容の整合性
総合点	300	

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づくプレゼン及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時・場所

- ・参加申込書等受付後に別途通知する。

(2) 参加人数

- ・5名以内とする。

(3) 実施時間

- ・準備10分、プレゼン40分以内、質疑応答20分以内、撤収10分とする。

(4) その他

- ・必要機材 プレゼンに必要なPCやプロジェクター等の使用機材は事業者が用意すること。ただし、プロジェクター用スクリーン及びマイクは本市で用意する。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。
- ・追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(5) 注意事項

プレゼン・質疑応答での発言・提案内容は、企画提案書で提案があったものと見なし、契約内容に反映するので留意すること。

11 結果の公表

選定結果は市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者にも文書で通知する。

また、審査経過及び結果についても市ホームページで公表する。

1 2 契約の締結

(1) 前記9により優先交渉事業者として選定された事業者と、提出された見積書を基に協議し、契約内容を決定する。辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) 契約の締結にあたっては、見積書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

(3) 川西市契約規則第43条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第44条に該当する場合は、これを免除する。

(4) 契約内容と仕様については、採択された提案をもとに双方協議により定めるものとする。

(5) 受託者の責に帰すべき理由により契約が解除された場合、受託者は本市と協議の上、本市の業務が支障なく継続できるよう必要な措置を講じること。

(6) 保証期間は、本稼働の日から起算して1年間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、本市と協議の上、受託者は無償で必要な措置を講じること。また、納品物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負うものとする。これらに係る費用は受託者の負担とする。

1 3 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 提出書類が要求等に示された条件に適合しない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、選考委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者であっても各審査は実施し、下記基準を満たしている場合は優先交渉事業者として選定する。
 - ア 提案額が提案上限額以内であること。
 - イ 企画提案に対する評価点が6割以上であること。
- (3) 本実施要領、特記仕様書、提出書類等については変更することがある。その場合は、参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。
- (4) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (5) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出書類の取扱い
 - ア 提出した参加申込書及び企画提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、書類を公開する場合がある。ただし、企画提案書等、法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについては公開しない。
- (12) 参加者は、本実施要領、特記仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。
- (13) 天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市はプロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。この時に参加事業者が生じた損害については、各事業者の負担とする。

1 5 問い合わせ先

川西市土木部道路管理課 担当 勢田・白石

電話番号 072-740-1181

電子メール kawa0034@city.kawanishi.lg.jp

※ 本件に関するお問い合わせは、電子メールでお願いします。